

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 7 年 11 月 14 日受付分)

名称

特定非営利活動法人
ほっとネット 373

縦覧期間

令和 7 年 11 月 14 日(金)から
令和 7 年 11 月 28 日(金)まで

特定非営利活動法人定款

特定非営利活動法人 ほっとネット373 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ほっとネット373という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県赤穂郡上郡町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対し、まちづくりの支援や都市と農村の交流、地域人材の交流研修、地域情報の発信、特産品の開発、子どもの健全育成に関する取り組み、地域の映像を活用した情報発信等に関する事業を行い、まちづくりの推進と地域経済活動の活性化、子どもの健全育成を図る活動、情報化社会の発展を図る活動に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. まちづくりの推進を図る活動
2. 経済活動の活性化を図る活動
3. 子どもの健全育成を図る活動
4. 情報化社会の発展を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①まちづくり支援事業
 - ②地域人材の交流研修事業
 - ③地域情報の発信事業
 - ④都市と農村の交流事業
 - ⑤地域特産品の開発事業
 - ⑥地域の豊かな自然や人材を生かして子どもの健全育成を図る事業
 - ⑦映像による地域の情報提供や伝統文化を記録する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 贊助会員 この法人の事業を贊助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において次に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 5人以上10人以内
- (2) 監 事 1人又は2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人又は2人の副理事長を置く。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算
 - (5) 事業報告及び収支決算

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があつたとき。

（招集）

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 10 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・

押印しなければならない。

第6章 理事会 (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の変更
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

法第28条の2第一項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 重兼 亘

副理事長 國里吉文

理事 井口美子

〃 上山隆浩

〃 黒田武彦

〃 中井照美

〃 野村久雄

〃 藤井喜美子

監事 小林晴良

同 國上利章

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初年度の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	入会金	正会員	個人	5, 000 円
			団体	5, 000 円
		賛助会員	個人	5, 000 円
			団体	5, 000 円
(2)	年会費	正会員	個人	5, 000 円
			団体	10, 000 円
		賛助会員	個人	5, 000 円
			団体	10, 000 円

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 ほっとネット373

1 事業実施の方針

地域住民に対し、まちづくりの支援や都市と農村の交流、地域人材の交流研修、地域情報の発信、子どもの健全育成及び特産品の開発等に関する事業を行い、まちづくりの推進と地域経済活動の活性化に寄与するための事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
町づくりの支援事業	上郡校区まちづくり推進委員会支援事業	7年5月4日	備前～赤穂市サイクリングコース造成事業	5人	参加者 10人	0
		7年11月2日	佐用町、上郡町、備前市ツーダムライド	5人	参加者 120人	0
交流育成人材	「ほっとサロン」地域リーダーの交流研修を行う	年間6回 会員研修	未定	3人	地域住民のリーダー等 18人 会員及び家族 20人	7 500
全育成事業	ひょうご子ども・若者応援団事業	7年5月～10月	佐用町上月	5人	小学生 20人 地域住民 10人 会員 10人	100
の都市と農村	因幡街道アサギマダラプロジェクト	7年10月	佐用町平福地域	5人	平福地域 10人	50
信事業	上郡町、佐用町の自然・伝統文化・イベント記録事業	7年4月～8年3月	上郡町・佐用町	3人	上郡町民・佐用町民 役 30000人	0
総務	理事会	毎月1回	子育てほっとステーション	6人	理事 72人	6

☆ 事業計画に無い事業も法人目的に合った事業で理事会の承認を得た場合は積極的に行います。

☆ アサギマダラの取り組は法人会員と上月小学校、地域住民と協働で行います。

☆ 都市と農村の交流事業では活動区域内の地域イベントを支援します。

活動計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	特定非営利活動事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	20,000		20,000
賛助会員受取会費	0		0
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		0
ボランティア受入評価益	0		0
3. 受取助成金等			
受取県助成金(子ども・若者応援事業)	100,000		100,000
受取助成金(地域づくり活動応援事業)	0		0
4. 事業収益			
平福アサギマダラプロジェクト	50,000		50,000
会員交流研修事業	0		0
雑収入	0		0
5. その他収益			
受取利息	150		150
雑収益	0		0
6. 未収金	0		0
経常収益計	170,150		170,150
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当(法定福利費・厚生年金)	0		0
	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
旅費交通費			0
通信運搬費			0
消耗品費			0
印刷費			0
機器使用料			0
負担金			0
平福アサギマダラプロジェクト	50,000		50,000
会員研修費	500,000		500,000
交流会経費(ほっとサロン)会場費	6,600		6,600
ひょうご子ども・若者応援団事業	100,000		100,000
未払金	0		0
その他経費計	656,600		656,600
事業費計	656,600		656,600
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
備品購入費	0		0
通信運搬費	3,300		3,300
使用料(理事会)	3,000		3,000
印刷製本費	0		0
消耗品費	10,000		10,000
租税公課費	0		0
食糧費	19,000		19,000
その他経費計	35,300		35,300
管理費計	35,300		35,300

経常費用計	691,900		691,900
当期経常増減額	△ 521,750		△ 521,750
III 経常外収益			
1. 過年度損益修正益	0		0
経常外収益計	0		0
III 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0		0
税引前当期正味財産増減額	0		0
法人税、住民税及び事業税	0		0
経理区分振替額	0		0
当期正味財産増減額	△ 521,750		△ 521,750
前期繰越正味財産額	717,370		717,370
次期繰越正味財産額	195,620		195,620

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 ほっとネット373

1 事業実施の方針

地域住民に対し、まちづくりの支援や都市と農村の交流、地域人材の交流研修、地域情報の発信、子どもの健全育成及び特産品の開発等に関する事業を行い、まちづくりの推進と地域経済活動の活性化に寄与するための事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)	
町づくりの支援事業	上郡校区まちづくり推進委員会支援事業	8年6月	備前～赤穂市サイクリングコース支援事業	5人	参加者100人	0	
		8年11月	佐用町、上郡町、備前市ツーダムライド	5人	参加者120人	0	
地域人材交流	「ほっとサロン」地域リーダーの交流研修を行なう	年間6回	未定	3人	地域住民のリーダー等 20人	20 6	
全育成事業	ひょうご子ども・若者応援団事業	8年5月～9月末	佐用町上月	5人	小学生20人 地域住民10人 会員10人	100	
の都市と農村	—	—	—	—	—	0	
信事業	地城情報発	上郡町、佐用町の自然・伝統文化・イベント記録事業	8年4月～9年3月	上郡町・佐用町	5人	上郡町民・佐用町民 役30000人(コミュニティ チャンネル)映像記録保 存	400
総務	理事会	毎月1回	オクタゴン会議室	6人	理事72人	6	

☆ 事業計画に無い事業も法人目的に合った事業で理事会の承認を得た場合は積極的に行います。

☆ アサギマダラの取り組は法人会員と上月小学校、地域住民と協働で行います。

法人名：特定非営利活動法人 ほっとネット373

活動計算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	20,000		20,000
賛助会員受取会費	0		0
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		0
ボランティア受入評価益	0		0
3. 受取助成金等			
受取県助成金(子ども・若者応援事業)	100,000		100,000
受取県助成金(地域おこしイベント事業補助金)	200,000		200,000
受取助成金(地域づくり活動応援事業)	200,000		200,000
4. 事業収益			
平福アサギマグラプロジェクト	50,000		50,000
会員交流研修事業	0		0
雑収入	0		0
5. その他収益			
受取利息	100		100
雑収益	0		0
6. 未収金	0		0
経常収益計	570,100		570,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当(法定福利費・厚生年金)	0		0
	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
旅費交通費			0
通信運搬費			0
消耗品費			0
印刷費			0
機器使用料			0
負担金			0
上郡町地域おこしイベント事業伝統文化保存	200,000	/	200,000
地域づくり活動応援事業西播磨魅力発見	200,000	/	200,000
会員研修費(講演開催)	20,000	/	20,000
交流会経費(ほっとサロン)会場費	6,000	/	6,000
ひょうご子ども・若者応援団事業	100,000	/	100,000
未払金	0		0
その他経費計	526,000		526,000
事業費計	526,000		526,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
備品購入費	0		0
通信運搬費	3,300)	3,300
使用料(理事会)	3,000)	3,000
印刷製本費	0		0
消耗品費	10,000		10,000
租税公課費	0		0
食糧費	10,000		10,000
その他経費計	26,300		26,300
管理費計	26,300		26,300

経常費用計	552,300		552,300
当期経常増減額	17,800		17,800
III 経常外収益	0		0
1. 過年度損益修正益	0		0
経常外収益計	0		0
III 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0		0
税引前当期正味財産増減額	0		0
法人税、住民税及び事業税	0		0
経理区分振替額	0		0
当期正味財産増減額	17,800		17,800
前期繰越正味財産額	195,620		195,620
次期繰越正味財産額	213,420		213,420